

平成 28 年 5 月 6 日

平成 28 年度診療報酬改定
疑義解釈について①

(公社) 日本医療社会福祉協会
調査研究部

平成 28 年度診療報酬改定について、社会福祉士関連の疑義解釈をお知らせします。

(本回答は厚生労働省保険局医療課への確認をもとに作成しています。)

退院支援加算について

〔問〕退院支援加算 1 について全ての病棟で要件を満たさなくても、一部の病棟で要件を満たせば、当該病棟において加算を算定できるか。

〔答〕当該加算を算定することができる入院料を届け出ている病棟全てで要件を満たす必要がある。

〔問〕「注 4」に掲げる地域連携診療計画加算は、相手先の医療機関との間で地域連携診療計画が作成・共有されていれば、必ずしも相手先の医療機関が当該加算を算定していなくても算定できるか。

〔答〕算定できる。

〔問〕退院支援加算で配置されている退院支援部門の看護師及び各病棟において退院支援及び地域連携業務に専従する看護師が、退院支援として退院後訪問指導を実施してよいか。

〔答〕よい。

〔問〕今回の改定で、従来の退院調整加算が退院支援加算に改変されたが、退院支援加算 1 の算定要件について「各病棟に専任で配置された退院支援職員」は「退院支援部門の看護師や社会福祉士が兼務することは可能か。

〔答〕退院支援部門に専従の職員が兼務することはできないが、当該部門に専任の職員が兼務することができる。

〔問〕現行の退院調整加算の要件で「専従の看護師又は専従の社会福祉士」の配置が必要となるので、退院支援部門には、病棟配置されない専従の職員が少なくとも 1 名は必ず必要という理解でよいか。

〔答〕退院支援部門に専従の看護師又は社会福祉士が 1 名以上必要である。

以 上